



発行 東京都

目次

告示

- 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額(二件)……………(総務局総務部総務課)…一
- 東京都公文書等の管理に関する条例の規定により知事が定める法人……………(総務局総務部文書課)…二
- 東京都情報公開条例の規定により知事が定める法人……………(生活文化局広報広聴部情報公開課)…二
- 東京都個人情報保護に関する条例の規定により知事が定める法人……………(同)…二
- 調理師法による指定届出受理機関の名称変更……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)…三
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…三
- 都道の供用開始……………(同)…五
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…五
- 東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程……………(五)
- 東京都功労者表彰……………(政策企画局総務部秘書課)…五
- 窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………(五)

告示

……………(総務局行政改革推進部行政改革課)…二

○東京都名誉都民に選定した者の事績……………(生活文化局文化振興部文化事業課)…二

●東京都告示第千二百二十八号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年十月一日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
総務局	行政手続調査専門員	月額	194,400円

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●東京都告示第千二百二十九号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年十月一日

東京都知事 小池百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
総務局	貸付管理事務専門員	月額	194,400円

附則

この告示は、公布の日から施行する。

●東京都告示第千二百三十号

東京都公文書等の管理に関する条例(平成二十九年東京都条例第三十九号)第十六条第一項の規定により出資等法人を定めたので、東京都文書管理規則(平成十一年東京都規則第二百三十七号)第六十四条の二の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月一日

東京都知事 小池百合子

一 指定した法人

一般財団法人東京都つながり創生財団

二 指定日

令和二年十月一日

●東京都告示第千二百三十一号

東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)第三十七条第一項の規定により知事が定める法人について、次のとおり指定を行うので告示する。

令和二年十月一日

東京都知事 小池百合子

一 指定する法人

一般財団法人東京都つながり創生財団

●東京都告示第千二百三十二号

東京都個人情報保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号)第二十八条の規定により知事が定める法人

について、次のとおり指定を行うので告示する。

令和二年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定する法人

一般財団法人東京都つながり創生財団

●東京都告示第千二百三十三号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第五条の二第二項の規定により指定した指定届出受理機関について、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）第十五条の三第一項の規定により名称変更の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和二年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更前の指定届出受理機関の名称

公益社団法人全日本司厨士協会

二 変更後の指定届出受理機関の名称

一般社団法人全日本司厨士協会

三 変更年月日

令和元年五月十六日

●東京都告示第千二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

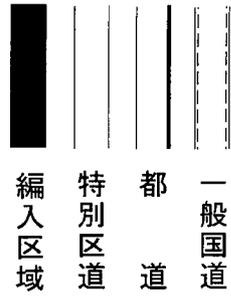
一 路線名 白山祝田田町

二 変更の区間 港区虎ノ門一丁目二十一番二十九地先から同所二百二番一地先まで

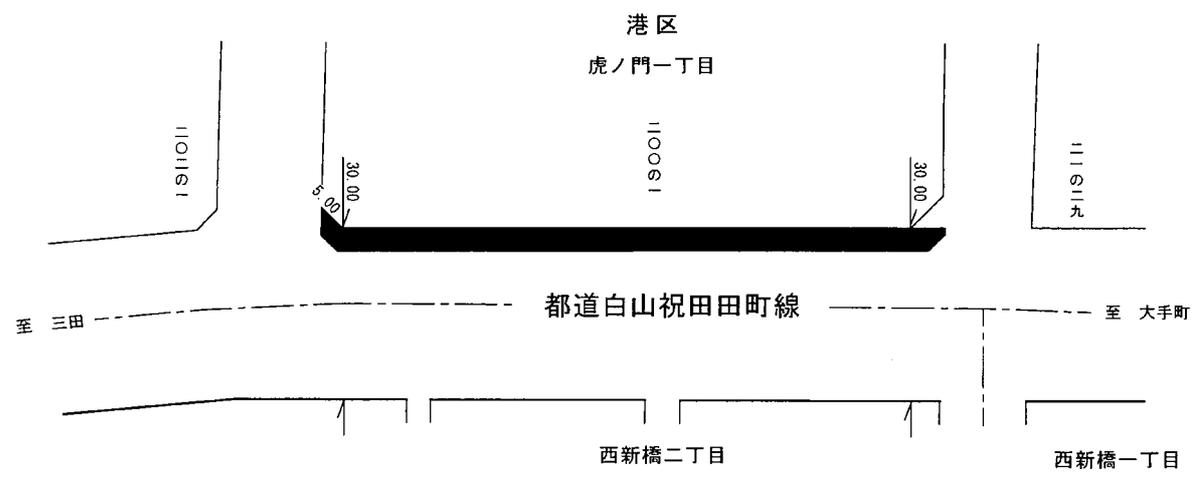
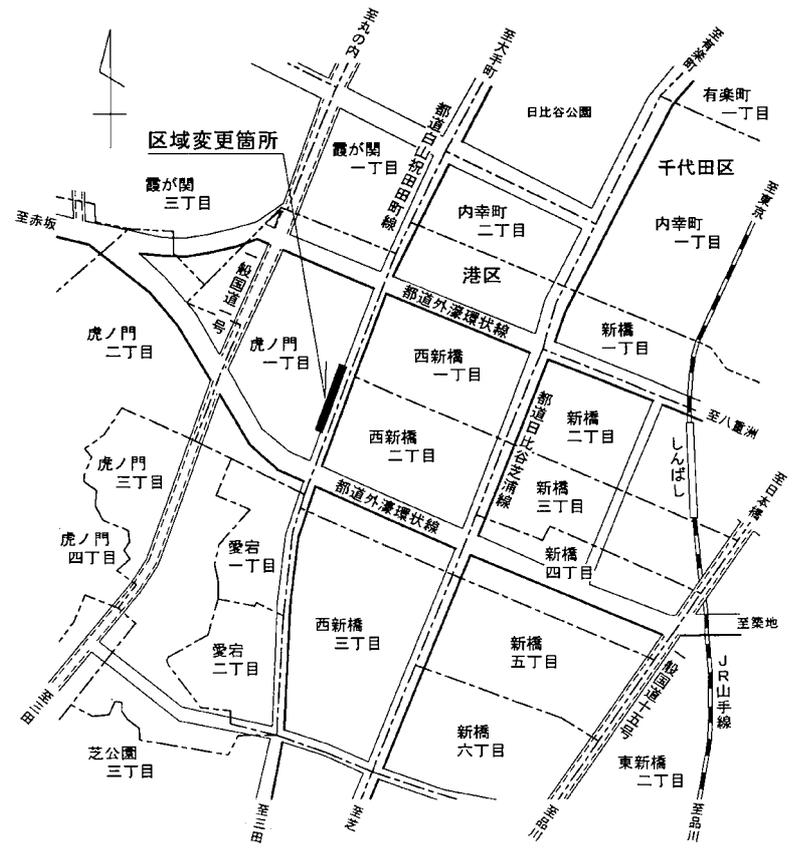
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道白山祝田町線区域変更略図  
港区虎ノ門一丁目地内



延長 一〇五・八五メートル  
面積 四一九・八一平方メートル



●東京都告示第千二百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 白山祝田田町

二 供用開始の区間 港区虎ノ門二丁目二十一番二十九地先から同所二百二番一地先まで

三 供用開始の期日 令和二年十月一日

●東京都告示第千二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和二年十月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

白山祝田田町

二 占用を制限する区間

港区虎ノ門一丁目二十一番二十九地先から同所二百二番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日 令和二年十月二日

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十五号

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「本部にあつては一億円未満、所にあつては八千万円」を「一億二千万円」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行前に、この規程による改正前の東京都

公 告

下水道局契約事務の委任等に関する規程の規定により、経理部長に対して契約の締結の請求を行ったものについては、なお従前の例による。

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第七十四号)第二条の規定に基づき、令和二年十月一日に表彰される方は、次のとおりである。

令和二年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は団体名	現住所又は所在地	五十嵐 俊介	江東区	大野 義雄	足立区
		池田 利恵	日野市	大山 恵子	千代田区
[地域活動功労者]		石川 文吉	昭島市	岡田 明夫	葛飾区
		磯野 弘三	目黒区	小野田 隆史	新宿区
		稲津 憲護	府中市	柏崎 強	練馬区
大井第一小学校PTAパトロール隊	品川区	稲葉 裕久	北区	河合 良郎	千代田区
喜多見わんわんパトロール隊	世田谷区	今井 貞子	渋谷区	河原 良助	大田区
合川 哲夫	あきる野市	今泉 絹衣	西東京市	岸 知子	中野区
青木 隆雄	墨田区	内田 耕正	板橋区	岸田 哲治	大田区
青木 輝代	大田区	梅田 洋	神津島村	北原 奉昭	中野区
明石 文子	杉並区	海老根 衛	江戸川区	木原 光資	世田谷区
赤羽根 芳雄	大田区	大熊 昌敏	杉並区	木村 克一	中央区
芦川 一男	足立区	大高 満範	渋谷区	肥沼 茂男	東村山市
東 靖雄	中央区	大谷 宏之	荒川区	小林 乙美	板橋区
阿部 喜見子	墨田区	大塚 義司	台東区	小宮 功	板橋区
阿部 浩子	港区	大野 聰	福生市	小室 崇司	八王子市

宍戸 治重	三鷹市	西崎 守	世田谷区	邑上 守正	武蔵野市
下嶋 和彦	瑞穂町	橋本 秋信	台東区	森 泰男	八王子市
下村 治生	新宿区	橋本 弘山	羽村市	森田 晴久	豊島区
正保 幹雄	江東区	濱野 及一郎	文京区	盛永 勝也	町田市
白土 明	墨田区	早川 和江	江戸川区	柳 富治	葛飾区
鈴木 弘七	三鷹市	原 利子	武蔵野市	鎗田 精康	文京区
鈴木 美津恵	練馬区	春宮 伸光	台東区	結城(桂) 由美	港区
高橋 登志子	中野区	平塚 忠勇	八王子市	横田 夏夫	足立区
田中 和子	文京区	宝泉 光雄	中央区	吉野 鷹夫	大田区
田中 久和	調布市	堀越 秀生	台東区	渡邊 嘉浩 (渡辺 かつひろ)	北区
田中 博光	世田谷区	松川 英夫	新宿区	渡辺 秀一	北区
田野倉 秀雄	八王子市	松本 晴光	北区	渡邊 英章	足立区
塚本 良一	品川区	眞鍋 欣之	世田谷区	[消防・災害対策功労者]	
戸田 光則	品川区	三宅 壯三	八王子市	次の方々は地域消防の発展と防災意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
中込 健二郎	府中市	宮寺 賢一	小平市		
中村 建夫	千代田区	三羽 和彦	世田谷区	千住消防団	足立区

多摩市消防団	多摩市	関口 哲男	足立区	太田 敦子	杉並区
秋山 隆繁	江戸川区	田村 康明	足立区	大村 彰男	江東区
浅沼 賢	三宅村	中田 定男	杉並区	岡田 武二郎	板橋区
伊関 則子	港区	中野 幸子	新宿区	岡部 晴夫	昭島市
井上 徳子	多摩市	中村 一	江東区	川上 光男	世田谷区
植松 豊	大島町	藤原 康治	千代田区	小嶋 博次	中央区
内田 浩	練馬区	渡邊 利光	葛飾区	小林 保彦	新宿区
榎本 和己	瑞穂町	[税務功労者]		小原 忠一	江戸川区
榎本 英夫	板橋区			佐生 勝英	墨田区
熊澤 兼夫	調布市			竹内 政司	国分寺市
小林 純久	奥多摩町	相川 進二	葛飾区	谷 靖夫	八王子市
齋藤 徳子	港区	安藤 武彦	世田谷区	永田 英雄	北区
佐伯 渡	国立市	池田 宏	港区	古道 武夫	文京区
塩田 幸子	武蔵野市	伊與田 正志	品川区	松江 高光	千代田区
鈴木 一美	小金井市	江川 慎郎	大田区		
須藤 貴夫	墨田区	遠藤 弘	中野区		

次の方々は納税意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

## [福祉・医療・衛生功労者]

次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

		大澤 千代子	練馬区	富永 邦英	中野区
		太田 美雄	目黒区	長濱 謙一	墨田区
		小笠原 浩一	葛飾区	橋本 初江	文京区
旭公民館福寿会	中野区	岡部 直士	立川市	林 敦子	豊島区
足立健康友の会	足立区	落合 洋志 落合 光美	町田市	人見 一男	目黒区
こまどり会	台東区	小野沢 真一	台東区	平林 ちよ子	西東京市
品川尚寿会	品川区	鎌田 博子	足立区	福下 公子	世田谷区
赤池 洋	文京区	木下 義明	八王子市	古澤 博行	品川区
石垣 栄一	板橋区	齋藤 吉彦	埼玉県飯能市	松田 陽一	あきる野市
板垣 文男	板橋区	眞田 一	千代田区	毛利 恵美子	東村山市
稲垣 稔	世田谷区	澤田 章司	あきる野市	山本 秀樹	立川市
稲葉 勝美	府中市	塩屋 隆男	練馬区	渡邊 啓介	世田谷区
井上 恵司	北区	高橋 正夫	江東区	[環境功労者]	
上竹 誠一	墨田区	高橋 義男	葛飾区		
内田 京子	あきる野市	立岡 英宏	文京区		
内田 百合子	八王子市	當眞 嗣則	青梅市	青木 孝治	青梅市

次の方々は自然環境の保全と都市環境の改善に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

赤石 賢治 神奈川県相模原市 柴宮 菜穂美 千葉県船橋市 [スポーツ振興功労者]

宇田川 幸一 渋谷区 鈴木 勝則 大田区

尾崎 泰裕 足立区 高野 一男 八王子市

永田 博孝 港区 高山 久照 練馬区 江東区なぎなた連盟 江東区

[教育功労者]

次の方々は教育の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

長尾 洋子 千葉県千葉市 調布市レクリエーション研究会 調布市

中田 徳彦 府中市 東京障がい者パドミントン連盟 足立区

宮崎 哲朗 町田市 東京都綱引連盟 武蔵野市

有馬 篤樹 多摩市 横山 佳世子 足立区 豊島区少年野球連盟 豊島区

石井 邦男 江戸川区 [文化功労者] 中野区テニス連盟 中野区

宇津木 政行 埼玉県川越市 練馬区陸上競技協会 練馬区

老沼 靖子 東村山市 府中市ソフトテニス連盟 府中市

金子 暁 大田区 三ツ目囃子振興会 町田市 町田市バレーボール連盟 町田市

簡野 高道 大田区 加藤 弘子 調布市 三鷹市卓球連盟 三鷹市

木村 美和子 墨田区 後藤 宗子(後藤 宗楓) 目黒区 石森 敏男 稲城市

毛塚 哲夫 狛江市 城田 孝一郎 清瀬市 上野 庄次 練馬区

小林 正博 八王子市 尾崎 响 大田区

次の方々は文化の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

小林 正明 渋谷区 捧 恭子 新宿区 阿部 行弘 世田谷区

齋藤 直広 東村山市 佐藤 伸一 府中市 石井 康二 埼玉県戸田市

櫻井 京子 足立区 志賀 明子 足立区 磯部 成文 墨田区

高田 忠則 荒川区 清水 達也 神奈川県座間市 海老名 孝 渋谷区

夏山 明 新宿区 白木 尚 神奈川県横浜市 大場 博之 杉並区

松井 昭武 練馬区 高木 新治 八王子市 小川 晃弘 品川区

松坂 孝司 世田谷区 竹澤 靖夫 昭島市 小澤 奨 新宿区

村松 節子 杉並区 中井 貫二 港区 小澤 俊文 神奈川県海老名市

吉田 稲吉 西東京市 羽野島 祐一 埼玉県春日部市 垣内 利彦 神奈川県横浜市

[労働精励者] 松村 陽夫 国分寺市 北田 喜之助 中央区

次の方々は職務に精励され、特に優れた業績をあげられました。 本橋 透匡 埼玉県所沢市 工藤 久志 千葉県市川市

柳澤 正昭 神奈川県横浜市 黒澤 真一 八王子市

青木 卓 江戸川区 余川 明彦 神奈川県川崎市 小原 雄司 台東区

安藤 正晴 神奈川県川崎市 [産業振興功労者] 小宮山 明 品川区

井部 勝 葛飾区 齋藤 晴正 文京区

上野 洋 台東区 庄司 良雄 品川区

次の方々は産業の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

白井 宏一	埼玉県鶴ヶ島市	[都市づくり功労者]	佐瀬 都司	大田区	
須賀 進	板橋区	次の方々は都市づくりの推進に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	中村 輝雄	北区	
鈴木 秀夫	足立区		中村 直義	神奈川県川崎市	
須永 達雄	港区	岩崎 和夫	練馬区	村越 政雄	小金井市
舘川 浩司	埼玉県新座市	熊井 笑美子	豊島区	山尾 泰	神奈川県横須賀市
田中 國治	八丈町	新家 功一	大田区	渡辺 一之	神奈川県横浜市
出井 久幸	文京区	中村 保三	足立区	[善行者]	
仲宗根 幸子	世田谷区	西間木 勝美	千葉県千葉市	次の方々は献身的行為により、特に優れた業績をあげられました。	
野口 雅史	世田谷区	林部 純一郎	立川市		
長谷川 一也	三宅村	藤井 靖久	神奈川県茅ヶ崎市	石原 祐二	武蔵野市
長谷川 憲司	千代田区	藤田 克仁	板橋区	磯崎 光宏	八丈町
林 英夫	青梅市	山口 巖	文京区	内堀 弘明	東大和市
原 正	大田区	[技術振興功労者]	河野 玄弥	埼玉県さいたま市	
松川 一裕	神奈川県横浜市	次の方々は技術の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	桑原 雄介	神奈川県逗子市	
柳原 道郎	神奈川県川崎市		瀬川 海	神奈川県相模原市	
山下 ミヤ子	八丈町	浅田 雅洋	神奈川県座間市	高橋 靖彦	武蔵村山市
中田 喜之	練馬区				

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の  
公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱（平成六年九月三十日付公告）の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和二年十月一日

東京都知事 小池 百合子

別表十二福祉保健局 135の項中「改正」の次に「（紙様式・カード様式）」を加え、同表140の項中「再交付」の次に「（紙様式・カード様式）」を加え、同表141の項中

「愛の手帳交付

を

「愛の手帳交付（紙様式・カード様式）」

に改め、同表142の

項中「更新」の次に「（紙様式・カード様式）」を加え、同表143の項中「再交付」の次に「（紙様式・カード様式）」を加え、同表中338の項から877の項までを342の項から88の項までとし、同表339の項中「及び返還」を「（紙様式）」に改め、「第2項」を削り、同項を同表340の項とし、同項の次に次のように加える。

341 精神障害者保健福祉手帳の再交付（カード様式）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第1項

40

区市町村

15

1

中部総合精神保健福祉センター

別表十二福祉保健局 336の項中「変更」の次に「（紙様式）」を加え、同項を同表338の項とし、同項の次に次のように加える。

339 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（カード様式）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項、第2項

55

区市町村

15

1

中部総合精神保健福祉センター

別表十二福祉保健局中335の項を337の項とし、同表334の項

中「更新」の次に「（紙様式）」を加え、同項を同表335の項とし、同項の次に次のように加える。

336 精神障害者保健福祉手帳の更新（カード様式）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第5項

55

区市町村

15

1

別表十二福祉保健局 333の項中「改正」の次に「（紙様式）」を加え、同項の次に次のように加える。

334 精神障害者保健福祉手帳の交付（カード様式）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項、第2項

55

区市町村

15

1

中部総合精神保健福祉センター

東京都名誉都民に選定した者の事績について

東京都名誉都民条例（昭和二十七年東京都条例第七十六号）第三条の規定に基づき、令和二年十月一日に新たに東京都名誉都民に選定した者の事績は、次のとおりである。

令和二年十月一日

東京都知事 小池百合子

東京都港区

石井幹子

昭和十三年十月十五日、東京府（現東京都）に生まれる。昭和三十七年、東京藝術大学卒業後、有限会社Qデザインに入社。照明器具のデザインを担当した際に、光の素晴らしさに感動し、照明デザインの道に進むことを決心する。

昭和四十年から昭和四十二年にかけて、フィンランドの照明器具会社で照明器具のデザインを、ドイツの照明デザイン会社で建築空間の照明デザインを学ぶ。

昭和四十三年、石井幹子デザイン事務所（現株式会社石井幹子デザイン事務所）を設立する。

昭和五十四年、社団法人照明学会（現一般社団法人照明学会）の第二十五回照明学会賞を受賞する。

平成元年、東京タワーのライトアップを手掛ける。

平成四年、第八回東京都文化賞を受賞する。

平成五年、レインボーブリッジのライトアップを手掛ける。

平成十年、国際照明デザイナー協会優秀賞を受賞する。

平成十二年、紫綬褒章を受章する。

平成二十四年、東京ゲートブリッジのライトアップを手

掛ける。

令和元年、文化功労者として顕彰される。

氏は、照明デザインが定着していない中で、その普及を目指すとともに、都市照明、建築照明、光のオブジェやパフォーマンスなど新たな照明デザインの魅力を開拓してきた。これまで国内外で多くの光を中心としたイベントを手掛け、照明デザイナーの先駆者として今もなお活動を続けるその姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都江東区

瀧澤利夫

昭和十三年八月二十二日、長野県に生まれる。昭和二十九年、上京し、有限会社北信硝子に入社。職人としての修業を始める。

昭和四十年、独立し、瀧澤硝子加工所（現有限会社瀧澤硝子工芸）を構える。

平成二年、第二回江戸切子新作展で平皿「籠目」が優秀賞を受賞する。

平成三年、東京都伝統工芸士に認定される。

平成八年、第八回江戸切子新作展で手付き鉢「篋編み」が江東区長賞及びデザイン賞を受賞する。

平成九年、第九回江戸切子新作展で大皿「孔雀」が江東区議会議長賞を受賞する。

平成十五年、京都にて初の個展を開催する。

平成十九年、経済産業大臣指定伝統的工芸品「江戸切子」にて伝統工芸士の認定を受ける。

平成二十年、江戸切子のアクセサリを商品化する。

平成二十二年、第二十二回江戸切子新作展で花器「鬼

灯」がガラスウェアアーティスト社奨励賞を受賞する。

平成二十四年、江戸切子職人として初めての瑞宝単光章を受章する。

氏は、職人として高度な技術を習得するとともに、作者として使う人の心を大切にするという思いで作品を作り続けている。

最高峰の技を持ちながらも展示活動や江戸切子講座の専任講師を務めるなど、江戸切子の伝統を後世に伝える活動に精力的に取り組み、その発展に長年にわたり貢献している。

氏が作り出す精緻なカットの美しい文様は、見る人に感動を与えるとともに、今もなお果敢に挑戦し続けるその姿は、多くの人々を魅了するとともに、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都世田谷区

横尾忠則

昭和十一年六月二十七日、兵庫県に生まれる。

昭和三十五年、株式会社日本デザインセンターに入社する。

昭和四十一年、京橋の南天子画廊にて初の絵画展を開催する。

昭和四十四年、第六回パリ青年ビエンナーレ版画部門グランプリを受賞する。

昭和四十七年、ニューヨーク近代美術館で同美術館史上初めて存命のグラフィックデザイナーとして個展を開催する。

平成十三年、紫綬褒章を受章する。

平成十四年、東京都現代美術館で個展を開催する。

平成二十年、初の小説「ぶるうらんど」が、第三十六回  
泉鏡花文学賞を受賞する。

平成二十三年、旭日小綬章を受章する。

平成二十四年、朝日賞を受賞する。

同年、兵庫県神戸市に横尾忠則現代美術館が開館する。

平成二十七年、第二十七回高松宮殿下記念世界文化賞

(絵画部門)を受賞する。

氏は、大衆的なイメージと神秘的なイメージの混在した  
独自の作風を確立し、国内外を問わず数多くの美術館での  
個展開催、展覧会への出品により、世界的評価を不動のも  
のとした。

昭和五十五年にグラフィックから画家に転向し、以降も  
美術家として多方面で活躍し、日本人ならではの感性を表  
現して多くの人々を魅了し感動を与え続ける姿は、広く都  
民が敬愛し、誇りとするところである。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

